令和元年度下関市 COOL CHOICE 普及啓発事業運営等業務
プロポーザル実施要領

１　目的

本業務は、環境省が推奨している国民運動「COOL CHOICE(賢い選択)」を、本市が通年にわたり展開している地球温暖化対策事業と共同させ、市民への啓発・動機付け・意識付けを行い、持続可能な低炭素社会づくりに市民一人ひとりが寄与・貢献できる「環境意識」の醸成を目的とする。

２　業務概要

（１）業務名　令和元年度下関市 COOL CHOICE 普及啓発事業運営等業務
（２）履行場所　下関市内
（３）履行期間　契約締結日から令和２年２月１０日（月）まで
（４）業務内容「令和元年度下関市 COOL CHOICE 普及啓発事業運営等業務仕様書」のとおり

３　予算

見積限度額　６，９４０，０００円
（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

４　日程

（１）プロポーザル実施の公告日　令和元年６月　３日（月）
（２）参加申込書の提出期限　令和元年６月　７日（金）まで
（３）参加資格審査結果通知　令和元年６月１０日（月）までに発送
（４）質問の受付期間　令和元年６月　３日（月）から
令和元年６月１４日（金）まで
（５）質問に対する回答　令和元年６月１７日（月）まで
（６）提案書提出期限　令和元年６月２１日（金）まで
（７）プレゼンテーション及びヒヤリング
令和元年６月２７日（木）
（８）選考結果通知　令和元年７月　１日（月）までに発送

５　参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者（法人）であること。要件を満たさないときは応募を無効とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定

する者でないこと。

（２）本プロポーザル参加申出の時点において、下関市物品・委託競争入札参加有資格者名簿への登録業者であること。

（３）本プロポーザルの告示の日から企画提案書の提出日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

（４）次の申立てがなされていない者であること。

ア　破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条又は第１９条の規定による破産手続開始の申立て

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条に基づく更生手続き開始の申立て

ウ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続きの申立て

６　参加申込手続

（１）提出書類

参加申込書（様式第１号）　　１部

参加者の概要（様式第２号）　１部

（２）提出方法　持参又は郵送

（３）提出期限　令和元年６月７日（金）１７時まで　必着

（４）提出先 下関市環境部環境政策課

（５）参加資格審査の結果通知

ア　通知日　令和元年６月１０日（月）

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和元年６月１３日（木）正午までに環境政策課に電話でご確認ください。

イ　通知方法　ＦＡＸにより通知した後、本文書を郵送する。

ウ　その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して７日以内に、書面（任意様式）により、市に説明を求めることができるものとします。

なお、次に掲げる場合に該当するときは、本プロポーザル審査への参加を無効とする。

（ア）本要項中の「５　参加資格要件」に掲げる資格のない者が提出した場合

（イ）提出方法、提出期限及び提出先に適合しない場合

（ウ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
（エ）虚偽の内容が記載されている場合

7　質問の受付及び回答
（1）質問
ア　提出様式　自由様式
イ　提出方法　電子メール又はファクシミリ（着信確認の連絡を行うこと。）
ウ　受付期間　令和元年６月３日（月）～令和元年６月１４日（金）必着
エ　提出先　　下関市環境部環境政策課
（2）回答
ア　回答方法　電子メール又はファクシミリ
イ　回答日　　令和元年６月１７日（月）まで

8　提案書作成方法等
（1）提出書類
企画提案書（任意様式）　正本１部、副本７部
（2）提出期限
令和元年６月２１日（金）　必着
（3）提出方法 持参又は郵送
なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。
また、提案書を受付後の差し替え、追加及び修正は、原則認めないものとする。
（4）企画提案書
別紙仕様書を踏まえ、ビジュアル的に見やすいものとするほか、以下の項目について記載すること。ただし、企画提案内容は実現を約束したものとみなす。
ア　総費用
総費用には、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載し、その内訳についても可能な限り詳細に示すこと。ただし、総費用は本要項中の「３　予算」に示す上限額以下であること。
イ　その他
同種業務について、過去５年間（平成２６年～３０年）に地方公共

団体等から受託した場合は、業務実績（発注者、業務名、履行期間、業務概要）を記載すること。
※記載件数に制限はない。

（５）提出先 下関市環境部環境政策課

（６）留意事項

ア　１者１提案とします。

イ　企画提案書はＡ４版（Ａ３版の折り込みは可とする。）とし、目次及びページ番号を付し、正副本それぞれの表紙に提出月日、事業者名、代表者名、連絡先を記載するとともに、正本には代表者印を押印すること。

ウ　企画提案書は、表紙を除き、提案書の商号又は名称、代表者氏名及びロゴを記載しないこと。

エ　文字のフォント、サイズ、色の設定、図表や写真の表示等は自由とします。

オ　表記内容は、専門知識を有しないものでも理解しやすいものとすること。

９　審査方法

（１）評価基準

別紙評価基準のとおり

（２）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

ア　日程 令和元年６月２７日（木）
（時間、場所等の詳細については別途連絡します。）

イ　実施時間 ３０分以内（セッティング・撤去に係る時間を含む。）

ウ　貸出物品 机・椅子・スクリーン・プロジェクター・接続ケーブル
それ以外の物品については、企画提案者の負担において用意してください。

エ　その他
プレゼンテーションの順番は市が提案書を受理した順番とします。

（３）候補者の選定方法

ア　市が設置した「令和元年度下関市 COOL CHOICE 普及啓発事業運営等業務プロポーザル審査委員会」が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行います。なお、参加者多数の場合は、企画提案書による一次審査（書面審査）を行い、各評価項目の評価点の合計（以下

「総合点」という。）が最も高い上位６者を選出し、プレゼンテーションの参加者とすることができるものとします。

イ　失格者を除き、総合点が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。 ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行います。

ウ　イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には「提案内容」の項目の評価点の合計が高い者を候補者として選定します。なお、「提案内容」の項目の評価点の合計についても同一の場合は、「提案項目①　COOL CHOICE 普及啓発イベント開催事業」の項目の評価点の合計が高い者を候補者として選定します。

エ　上記にかかわらず、総合点が評価点全体の６０％未満の場合には候補者として選定しません。

１０　選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション・ヒアリングに参加した全ての企画提案者に選定結果通知書（様式第３号）により通知します。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（事業者の方へ＞入札・契約・登録＞下関市業務委託等の部屋＞プロポーザル情報）に公表します。

（１）所管課及び業務名

（２）企画提案者数

（３）候補者の名称及び総合点

１１　契約締結に向けての協議

（１）提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業　務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。

（２）業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。

（３）業務の実施に際して個人情報を取得したときは、下関市個人情報保護条例（平成１７年１２月２６日条例第４５９号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

１２　情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成１７年２月１３日条例第１６号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがで

きるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとします。

１３　その他

（１）提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

オ 持参の場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、午前９時から午後５時の間に受け付ける。

（２）本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

（３）参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合（参加資格審査の結果通知後に辞退する場合も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出してください。

（４）次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とします。

ア 参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 指定したプレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

カ 価格提案書（参考見積り）の金額が、見積り限度額を超過した場合

（５）参加申込者又は企画提案者が１者の場合でも、本プロポーザルを実施します。

（６）提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が

必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

（７）参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。

（８）本件の契約には、2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）の交付決定を要することから、交付決定がない場合は、契約は成立しないものとします。

（９）履行期間中に消費税及び地方消費税相当額の変更があった場合は、変更契約等により業務完了報告書の提出日における消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を契約金額とします。

（１０）手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

１４　提出・問い合わせ先（事務局）

下関市環境部環境政策課 担当　田中
〒751-0847 下関市古屋町一丁目１８番１号
電話 083-252-7115 ファクシミリ 083-252-1329
電子メール kkseisaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

１５　施行期間

本要領は、令和元年５月２９日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。